

熊野町防災・減災まちづくり条例素案の概要

章	条	標題	内容等
前文			条例制定の経緯や背景、実現を目指す姿を述べています。
第1章 総則	第1条	目的	条例の目的を定めています。
	第2条	定義	条例に使用している用語の定義を定めています。
	第3条	基本理念	防災・減災のまちづくりの基本理念及び自助・共助・公助・協働の理念について定めています。
第2章 自助	第4条	町民の役割	町民が自己及び家族の命を守るために取り組む事項を定めています。
	第5条	事業者の役割	事業者が従業員及び利用者等の安全を確保するために、取り組む事項を定めています。
第3章 共助	第6条	町民及び事業者の役割	地域において互いに支え合うために、町民及び事業者が取り組む事項を定めています。
	第7条	自主防災組織の役割	地域の共助の主な役割を担う自主防災組織が取り組む事項を定めています。
第4章 公助	第8条	町の責務	町が、町民等を災害から守るために行うべき防災・減災対策及び自助と共助を支援するために行うべき対策を責務として定めています。
	第9条	帰宅困難者への支援	
	第10条	防災訓練等の実施	
	第11条	防災・減災の啓発	
	第12条	消防団の充実等	
	第13条	物資等の備蓄等	
	第14条	公共施設の整備等	
	第15条	学校等の役割	学校等が行うべき対策を定めています。
	第16条	財政上の措置	防災・減災対策に関する財政上の措置を講ずることについて定めています。
第17条	取組状況の公表	防災・減災に関する取組状況について、毎年報告及び公表することを定めています。	
第18条	職員の責務	町職員に求められる行動を責務として定めています。	
第19条	議会の役割	議会の役割を定めています。	
第5章 協働	第20条	自主防災組織の育成及び支援	町民、事業者、町内の関係機関及び町が連携、協力して取り組む事項を定めています。
	第21条	自治会との協働	
	第22条	ボランティア団体等との連携	
	第23条	応急体制の確立	
	第24条	避難所の運営等	

章	条	標題	内容等
第6章 要配慮 者対策	第25条	要配慮者・避難行動要支援者 対策	高齢者や障害者、乳幼児など災害時に支援が必要な方を守るために必要な取り組みについて定めています。
第7章 伝承	第26条	災害の伝承	被災の事実及び災害から得た教訓を伝承することを定めています。